

なごや 市民活動通信



2015
5月号
No.32
無料

発行：名古屋市市民活動推進センター

特集 認定への道が広がる！名古屋市の条例個別指定制度

INDEX

センターニュース



条例個別指定制度が始まります

名古屋市では、NPO法人への寄附を促進し、活動を支援する仕組みのひとつとして、寄附者が税制上の優遇措置を受けられる「条例個別指定制度」の導入について、昨年度から検討を進めてきました。当センターにおいて「条例個別指定制度について考えるシンポジウム」を開催するなど、制度の創設に向けた議論を重ね、多くの方に関心を寄せていただきました。

平成27年3月に、指定のための基準等を定めた「名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例」が名古屋市議会において可決され、今年度から本市で条例個別指定制度が始まることとなりました。



条例個別指定制度とは

個人住民税の寄附金税額控除の対象となるNPO法人を、都道府県・市区町村が個別に条例で指定することにより、市民の方からの寄附を行いやすくし、NPO法人の活動基盤の強化を支援する、地方税法に規定された制度です。

所得税についての優遇措置等はないため、認定制度に比べるとメリットは限定的になりますが、この指定を受けることで、認定NPO法人になるための基準のうち「パブリック・サポート・テスト(PST基準)」に適合することになり、認定取得への道が拓けることになります。

※認定や仮認定との違いについては、『なごや市民活動通信 2014年11月号』でも特集しています。

PDF版は当センターホームページから⇒ <http://www.n-nppo.city.nagoya.jp/news/kankobutsu.html>

次ページ(P1)の
「特集」をチェック！



指定の基準や審査方法は自治体ごとにちがうんだって！
名古屋市ではどんな基準になっているんだろう。
特集をみよう！



特集

認定への道が広がる!名古屋市の条例個別指定制度

1 指定基準

名古屋市が導入した『指定を受けるための基準』は、次の表のとおりです。

指定制度	(参考)認定制度
<ul style="list-style-type: none"> ●市内に事務所を有すること (名古屋市が所轄庁でなくてもOK) 	<ul style="list-style-type: none"> ●名古屋市が所轄庁であること
<ul style="list-style-type: none"> ●市内で特定非営利活動に係る事業を行い、当該事業が地域の課題の解決に資するもので、かつ、今後も継続して行われること 	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかを満たすこと <ol style="list-style-type: none"> ①収入金額に占める寄附金収入の割合が20%以上であること ②年間3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上であること ③都道府県又は市区町村の条例により個別指定を受けていること
<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかを満たすこと <ol style="list-style-type: none"> ①実績判定期間における寄附者が、年間50人以上、かつ、年間の寄附額が15万円以上であること ②実績判定期間における特定非営利活動に対する無償の労力の提供(ボランティア)が、年間延べ50人以上(ただし、実人数が20人以上)、かつ、活動を行った時間数が年間300時間以上であること 	
<ul style="list-style-type: none"> ●以下の全てを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動のうち共益的な活動の占める割合が50%未満であること ・運営組織及び経理が適正であること ・事業活動の内容が適正であること ・情報公開を適切に行っていること ・事業報告書等を所轄庁に提出していること ・法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと ・設立から1年超が経過していること ・欠格事由に該当しないこと 	



2 外部委員会の審査

条例個別指定制度での審査にあたっては、行政での審査に加え、NPO法人制度等に精通した有識者等で構成する外部委員会での審査を実施します。その意見を踏まえて、指定するかどうかを決定します。

今後の予定

市民活動推進センターでは、この条例個別指定制度により指定を目指すNPO法人を対象に説明会を実施する予定です。

また、この制度は、条例でNPO法人を指定するため、条例を議決する市議会のスケジュールを踏まえながら、指定を受けるための申出期間を設定していきます。

上記の内容につきましては、詳細が決まり次第、当センターホームページ「なごや★ぼらんぼナビ」等でご案内させていただきます。

ぼらんぼナビ

検索



3月の設立認証NPO法人

名称(五十音順)	目 的
愛知人形劇センター [中区]	市民と人形劇に関わる人たちに対して、人形劇に関する事業を行い、人形劇の芸術性と技術向上に係る問題の改善や解決を図り、人形劇文化の向上とすべての芸術文化の増進に寄与する
ウイメンズ・ボイス [千種区]	広く一般市民を対象として、男女共同参画社会を実現する啓発活動や情報提供を行い、男女が平等に尊重される社会の実現に寄与する
エルロン [名東区]	広く一般市民に対して、障害者・高齢者に対する各種支援事業及び障害についての理解の促進・啓発に関する事業を行い、社会のノーマライゼーションの実現を通じて地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与する
CoLoプロモーション [緑区]	中高齢者の運動機能低下の予防、生活の質の向上を目指し、地域型健康体操教室を開き同時に体操指導者の養成及び、派遣を行い高齢化の進む社会において健康寿命の増進に寄与する
コンソーシアム有松鳴海絞 [緑区]	市民と染織に関わる人たちに対して、有松・鳴海絞を通して芸術・文化・観光および環境に関する事業を行い、染織の伝統文化の継承に係る問題の改善や解決を図り、染織文化の向上と地域の魅力の増進に寄与する
さぼさん [南区]	障害者・高齢者に対して、法人後見に関する事業を行い、地域で生活する障害者や高齢者の権利を守り、その生活の向上と福祉の増進に寄与する
スクスクスクール [中区]	野外での体験学習を通して、子どもの自主性や協調性を育むとともに、自然・環境・社会との交流を体験することで、子どもの健全な育成と自然環境の保護に貢献し、地域社会の利益に寄与する
なごや東山の森づくりの会 [千種区]	名古屋市とその周辺の緑地に対して、自然環境の保全・再生に関する事業を行い、環境に係る問題の改善や解決を図り、地域環境の向上と公益の増進に寄与する
Nagoya Medical Imaging Center [北区]	地域住民と地域で従事する医師に対して、遠隔医療用画像診断の支援やその活用に関する事業を行い、地域医療の質向上と地域住民の健康と福祉の増進に寄与する
はたらくデザイン [中区]	精神障がい者や発達障害者、軽度うつ病者ら、精神的事由で就労していない者に対して、就労・復職や症状の改善に寄与する事業を行い、精神的事由での就職困難や離職、ひきこもりに係る問題の改善や解決を図り、福祉の向上と労働活力の増進に寄与する
ホームケアこみち [中川区]	介護を受ける多くの高齢者や障害者の日常生活や社会生活の質の向上と、介護者の負担軽減に寄与するとともに、家庭内暴力その他の被害を受けている女性や子供に対して、重大な犯罪の発生や、被害の再発防止を図ることで、被害者の生命及び身体の保護並びに人権の擁護に寄与する

3月末現在の所管法人数

★ 認証法人数：811法人

認定法人数：8法人



名古屋市民活動推進センター主催講座・イベントのご案内



ボランティア入門講座 —誰もが誰かの力になれる—

「ボランティアをしたいけど、何をしたらいいの?」「自分にできる・地域でできるボランティアって何だろう?」という方にオススメの講座です。ボランティアの定義や活動の事例をわかりやすく紹介します。地域福祉ボランティアについては社協職員が紹介するほか、ボランティア実践者をお招きして体験談をお話いただきます。

日時・場所	内 容
<p>6/13 [土] →14:00～16:30 東区在宅サービスセンター(東区泉2-28-5)</p>	<p>■市民活動推進センター、社会福祉協議会について ■ボランティアとは? ■NPOとボランティア ■ボランティアにはどんな活動があるの? ■ボランティアの始め方と探し方 ■地域福祉とボランティアについて ■ボランティア保険について ■ボランティア実践者による報告 ※都合により、内容を一部変更する場合があります。</p>
<p>6/27 [土] →14:00～16:30 昭和区在宅サービスセンター(昭河区御器所3-18-1)</p>	
<p>7/11 [土] →14:00～16:30 港区在宅サービスセンター(港区港楽2-6-32)</p>	
<p>7/25 [土] →14:00～16:30 西区在宅サービスセンター(西区花の木2-18-1) ※4日程とも、同じ内容です。 ご都合のよい日程をお選びください。</p>	
<p>■講 師: 市民活動推進センター職員、社会福祉協議会職員 ■ゲ ス ト: ボランティア活動実践者 ■定 員: 各回30名(先着順・5/12(火)受付開始) ■参 加 費: 500円</p>	

6/5 [金] NPO法人設立準備講座

→ 14:00～16:00

自分たち自身でNPO法人を設立するんだ!という方向けの講座です。NPO法の概要、NPO法人を設立するために必要な事前準備や手続きなどについて学びます。

- 講 師: 市民活動推進センター職員
- 定 員: 30名(先着順・5/12(火)受付開始)
- 会 場: 市民活動推進センター集會室
- 参 加 費: 500円

講座受講のお申込みは、電話・FAX・メールにて受け付けます。メール・FAXでお申込みの際は、講座名・氏名・電話番号・応募動機をご記入下さい。詳しくは、当センターのホームページ「なごや★ぼらんぼナビ」をご覧ください。

【問合せ・申込先】

名古屋市民活動推進センター
TEL: 052-228-8039 FAX: 052-228-8073
E-mail: npo@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp
URL: http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/

ぼらんぼナビ

検索

スタッフのつづやき

スタッフ: 大塚

NPO法人は事業年度終了後2ヶ月以内に、法務局で「資産総額の変更登記」の手続きをする必要があります。3月末に事業年度が終わる法人は、5月末までに手続きをしなければならないので、忘れないようにお気をつけください。

